

インテリアファブリックス性能基準運用管理規定

(協議会の設置)

第1条 インテリアファブリックス性能自主基準（以下「自主基準」という）の目的を達成するために、

インテリアファブリックス性能評価協議会（以下「協議会」という）を設置する。

第2. 本協議会の事務局を（社）日本インテリアファブリックス協会に置く。

(協議会の業務)

第2条 協議会は、次の業務を行う。

- 一、自主基準に基づいた認定に関する業務。
- 二、自主基準の普及に関する業務。
- 三、自主基準についての相談及び指導に関する業務。
- 四、自主基準についての調査、研究に関する業務。
- 五、自主基準についての一般消費者からの苦情に関する業務。
- 六、自主基準についての一般消費者への啓発普及に関する業務。
- 七、その他上記に付帯する業務。

第2. 協議会は、認定した企業又は者（以下「認定企業等」）が行うインテリアファブリックスの品質及び表示に関する事項について、報告を求めることができる。

第3. 協議会は、必要あると認めたときには、自主基準を改廃することができる。

(部会・委員会)

第3条 協議会は、各自主基準について部会を置き、合わせて各部会において認定の業務を行う認定委員会を設置する。

第2. 協議会は、その業務の執行に関し、必要に応じ委員会を設けることができる。

(対象製品)

第4条 防ダニ加工製品自主基準（以下「防ダニ基準」という）の対象製品は、カーペット及び寝具・寝装品とし、寝具・寝装品における防ダニ加工を施した部位及び付属品は、次に挙げるものとする。

ただし、高密度織物等の通過防止性能については、防ダニ基準の対象としない。

- 一、ふとんわた
- 二、ふとん側地
- 三、敷布・カバー類（ふとんカバー、シーツ、枕カバー、座布団カバーなど）
- 四、毛布

第2. VOC¹⁾ 放散自主基準（以下「VOC 基準」という）の対象製品は、カーペット及びカーテン等生地とする。

注1) VOC：ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物

(申請)

第5条 防ダニ基準における認定を申請することができる者は、防ダニ基準対象製品の製造及び加工又は販売につき責任を有する者とし、申請においては防ダニ加工製品自主基準運用管理細則（以下

「防ダニ管理細則」)で定める防ダニ加工製品統一マーク使用認可申請書(以下「認可申請書」という)及び試験成績書又は素材認定に関する書類、その他必要書類を添付して協議会に申請するものとする。

第2. VOC基準における認定を申請することができる者は、VOC基準対象製品の製造及び加工又は販売につき責任を有する者とし、申請においてはVOC放散自主基準運用管理細則(以下「VOC管理細則」)で定めるVOC放散統一マーク使用認可申請書(以下「認可申請書」という)及び試験成績書、その他必要書類を添付して協議会に申請するものとする。

(認定)

第6条 協議会は、認可申請書を受理した際は、認可申請書に記載されている事項について審査し、その結果を当該申請者に対して通知するものとする。

第2. 認定の業務は、各部会に設置された認定委員会にて行う。

第3. 認定委員会は、認定について専門家及び指定検査機関等の意見を徴することができる。

第4. 認定委員会は、第1項の審査の結果、各自主基準に適合すると認められた製品に統一マークの使用を許諾、又は認定を行う。

第5. 統一マーク使用許諾又は認定の有効期間は、使用許諾又は認定の日から原則として3年間とする。ただし、VOC基準については、3年未満の認定有効期間を設定できることとする。

(試験方法)

第7条 防ダニ基準及びVOC基準における試験方法及び前処理方法(防ダニ基準の耐久性に関する前処理等)については、防ダニ管理細則及びVOC管理細則によって定める。

(指定検査機関)

第8条 協議会は、自主基準に関する試験を行う検査機関として指定検査機関を置くものとする。

第2. 指定検査機関の認証に関しては、指定検査機関認定細則に基づき、各認定委員会において審議するものとする。

第3. VOC基準に関しては、指定検査機関以外の機関であっても、指定検査機関認定細則で定められた具備すべき要件を満たす試験機関であれば、その機関より発行された試験成績書を有効とする。

(表示事項)

第9条 防ダニ基準及びVOC基準における表示については、防ダニ管理細則及びVOC管理細則によって定める。

(違反に対する調査)

第10条 協議会は、前条の表示事項に関する違反又は申請時の書類に虚偽の内容がある恐れが認められる場合、書面により認定企業等に報告を求めることができる。また、協議会は、必要に応じて試買テスト等を行い、認定製品等におけるインテリアファブリックス性能を確認し、防ダニ基準又はVOC基準を満たさない場合は、書面により認定企業等に報告求めることができる。

第2. 認定企業等は、協議会から前項の規定に基づく報告を求められた場合、直ちにこれに協力しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 違反に対する事実が究明された場合、協議会はその認定企業等に対して次の措置をとることができる。

一、協議会は、違反認定企業等に対して書面をもって警告することができる。

二、協議会は、違反認定企業等に対してその事実を排除する旨の勧告をすることができる。

第2. 協議会は、当該認定企業等が前項の警告又は勧告に従わない場合、当該認定企業等の名前を公表し、使用許諾又は認定を取り消すものとする。

第3. 協議会は、違反した認定企業等の名前を公表した場合、所管官庁へ報告するものとする。

(その他)

第12条 本規定で定められていない事項については、協議会で定めるものとする。

(制定)

本規定は、平成11年9月1日から施行する。

(改正)

本規定は、平成12年7月5日から施行する。

本規定は、平成15年6月24日から施行する。

本規定は、平成16年4月14日から施行する。